

提出された意見等の概要とこれに対する県の考え方

意見募集期間：令和元年7月4日（木）～令和元年8月2日（金）

意見提出の主体数：5件

意見数：12件

| 項目等 | 意見等の概要 | 県の考え方 |
|-----------------|---|---|
| 1 改正全般 | <p>条例の施行に関して以下の事から『「強制力」より「教育力」で対応を』と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">条例の罰則強化で縛っても根本的な解決にはならず、自分や他人を大切にすることやネット社会の怖さを伝えるなどの啓発、教育の力によって青少年を健全に育む環境を整えていくことが大切であると思う。取り締まることは必要であるが、安易な罰則の強化や対象範囲の拡大は、子どもたちに誤ったメッセージを発信しかねない。どんなに厳罰化しても、同様の事例は繰り返される。誰もが出番と役割のある社会を作ることで青少年の非行・被害を防ぐ世の中になって欲しいと考える。 | <p>時代の情勢に即して新たな事象が発現してきますが、その事象が青少年の健全な成長を阻害し、又は非行や被害を誘発するおそれのある行為であるなら、当該行為について規制するのが行政としての責務と考えます。</p> <p>非行や被害が発生している以上、啓発、教育活動を推進とともに、法的な整備を行うことで、当該行為による被害について未然防止に努めなければならないと考えています。</p> |
| 2 自撮り要求行為に対する規制 | <ul style="list-style-type: none">同級生が友達の写真を無断で提供した事案もあり、新設規定であることから友達同士の行為も禁止であることをこの規定に盛り込めないか。「青少年に拒まれたにもかかわらず」の箇所について、本来、大人は、進んで提供する青少年がいたとしても諭す立場にあり、拒まれたかどうかは問題ではなく青少年の拒否の如何に関わらず、規制すべきだと思う。 | <p>ご意見のように同級生が友達の写真（児童ポルノ等）を提供した場合は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反となります。</p> <p>本規制では、青少年が拒否しても求める等悪質と判断される要求行為をした者に対して罰則が科せられますが、青少年が拒否していないとも、「何人も青少年に対し、その青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める 것을禁止する」という規定を設け、すべての人に対し児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しています。</p> |

| 項目等 | 意見等の概要 | 県の考え方 |
|-----|--|---|
| 3 | <p>子どもたちにとって、本来なら家族や地域の人間が手を差しのべるのだが、得てしてしがらみのないネットの向こうの悪意の人々に頼るのであろう。断固として、いかなる法的手段をもってでも子どもたちが被害に遭うことや何より人を信じられなくなることは避けなければならない。今回の改正は抑止力にもなり必要だと思う。</p> | (賛成意見) |
| 4 | <p>青少年を守り、啓発、育成等を行っている立場からも是非とも必要なことであると考える。特に「なりすまし」による青少年への接近や要求等の憂慮すべき最近の状況からも早急の実施を願う。</p> | (賛成意見) |
| 5 | <p>新設されることに賛成である。むしろ他府県に追随する形で遅いくらいだと思う。罰則については罰金だけでなく、ブラックリストを作成し、携帯電話会社等に周知し、一定期間契約できないように反省の意味を込めて、インターネット社会から隔離して欲しい。</p> | 罰則については、本条例及び他府県との均衡を考慮するとともに、「刑罰はなるべく必要最低限に規定・執行されるべき」との考え方から、罰金としています。 |
| 6 | <p>「求めてはいけない」は勿論であるが、「自ら送ってもいけない」とはできないか。今的小・中学生は生まれた時からネット社会において、自分を表現する手段としてネットに動画を安易な気持ちでアップしてしまう。よって、安易に画像を送ってしまう子がいるかもしれない。送ってしまうと取り返しのつかないことになる可能性があり送信する前に何らかのメッセージが出たり、また、送る側にも何らかの罰則がある方が良いのではないかと思う。しかし、子どもたちが犯罪に巻き込まれない為には、何故そのような相手に出会ってしまったのか、原因を探るなど根本の解決に力を注ぐべきではないかと思う。</p> <p>今回の改正について、条例で縛っても網の目をくぐる人はいなくならないし、根本的な解決策でなく、抑止力でしかないと思う。個々の問題に一つ一つ関わっていくのは正直不可能だが、教育によって防げる部分は大いにあると思うので力を入れて欲しい。</p> | <p>児童ポルノを自ら送る行為については、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反となります。</p> <p>県では、県教育委員会、県警察、その他青少年健全育成団体等と連携協力し、青少年が犯罪、事故による被害や様々なトラブルに遭わないよう各種広報啓発等実施しているところです。しかし、それらの被害等が後を絶たず、今般、青少年の健全な成長を阻害し、又は非行や被害を誘発するおそれのある自画撮り要求行為などについて、改正することとしています。</p> |

| 項目等 | 意見等の概要 | 県の考え方 |
|-----|---|---|
| 7 | 地域の私たちの力不足を痛感するに至るのだが、SNSで知り合う危うさや恐さを知らない子どもたちを守るためにには犯罪者の側の行為をあらゆる手段で防がなければならない。深夜に「誘い出す」「待ち合わせをする」こと自体がおかしいのだから、そのことを阻止するためにも今回の改正はとても重要である。 | (賛成意見) |
| 8 | 深夜外出の制限に係る規制の改正については望むところである。規制の内容がより具体化、明確化されて、SNS等のソーシャルメディアを介して周囲も気付かぬ間に犯罪等に巻き込まれていくような連れ出しやとどめ等の疑わしい状況を取り締まるようになるものと思う。 | (賛成意見) |
| 9 | 規制を強化するだけでは対処できても問題解決にはつながらないのではないかと思う。家庭に不満を持つ青少年の逃げ場がなくなるので、受け皿になる駆け込み寺のような存在が必要かと思う。青少年の育成保護を、規制だけでなく不良行為に走る前の活動に力を入れていただきたいと思う。 | 県では、7月・8月の「青少年の非行・被害防止運動」及び11月の「全国子ども・若者育成支援強調月間」において、国・県・市町村の行政機関と青少年健全育成団体等が連携して、県内各地域で街頭活動を行い、県民に対し青少年の健全育成に関する意識の高揚を図るための運動を展開しています。また、有害環境立入調査の実施等による青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進しています。今後もより一層推進してまいります。 |
| 10 | 改正する条例について、強く啓発活動を希望する。 | 青少年の健全な成長を阻害し、又は非行や被害を誘発するおそれのある行為を抑止するためには、法令等による規制と教育、啓発活動を車の両輪として推進しなければならないと考えています。本規制については、県内の皆様、青少年に広く知りていただけるよう啓発活動を推進してまいります。 |
| 11 | 周知を図るため、特に学校やPTA等の関係団体等での指導や啓発を進めることを願う。とりわけ子どもたちへの指導を学級やHR単位で行われることを願う。 | |
| 12 | 一方方向の周知にならないようにして欲しい。「ネットでお知らせしています。」「チラシを配りました。」では不十分だと感じる。もっと確実に子どもたち、保護者、大人たちに伝えられる手段、例えば、学校で学んだ後、家に持ち帰り、親子で話し合うという宿題を出す等双方が関心を持つ学び方、記憶に残る学び方を検討してほしい。 | |